

# 宮津市公報

平成25年6月3日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市企画総務室発行

## 目次

### 告 示

74 宮津市議会臨時会の招集 .....	1
75 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 .....	1
76 宮津市議会定例会の招集 .....	1
77 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 .....	1
78 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届 .....	2
79 自治功労者の表彰 .....	2
80 宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務委託 .....	2
81 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 .....	2

### 公 告

13 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 .....	3
14 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 .....	3
15 宮津市営住宅の入居者の公募 .....	3
16 漂流物の引渡し .....	4
17 農用地利用集積計画の縦覧 .....	5
18 公示送達 .....	5
19 平成24年度情報公開制度の運用状況 .....	5
20 平成24年度個人情報保護制度の運用状況 .....	6

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

7 宮津市教育委員会定例会の招集 .....	7
------------------------	---

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

8 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 .....	7
9 宮津市条例の制定等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 .....	7
10 宮津市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 .....	7
11 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数 .....	8

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

5 宮津市農業委員会総会の招集 .....	8
6 宮津市農業委員会総会の招集 .....	8

## 告 示

### 宮津市告示第74号

平成25年第2回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年5月2日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期 日 平成25年5月10日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂
- 3 付議事件

- (1) 宮津与謝環境組合議会議員の選挙について
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度宮津市一般会計補正予算（第10号））
- (4) 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度宮津市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））

\* \* \*

### 宮津市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

#### 記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <以下揭示済>  
氏名 吉岡利広
- 3 変更年月日 平成25年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員改選による。  
平成25年5月17日

宮津市長 井上正嗣

\* \* \*

### 宮津市告示第76号

平成25年第3回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年5月22日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期 日 平成25年5月29日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

\* \* \*

### 宮津市告示第77号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成25年5月27日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第124号

- (1) 名 称 未来住設
- (2) 所 在 地 福知山市字堀森垣278番地2
- (3) 代 表 者 塩見誠吾
- (4) 指定期間 平成25年5月27日～平成29年12月31日

\* \* \*

## 宮津市告示第78号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成25年5月27日

宮津市長 井上正嗣

## 指定番号 宮下水道指定第24号

- (1) 名称 日置建設株式会社  
 (2) 所在地 宮津市字日置1606番地の1  
 (3) 代表者 変更前 代表取締役 吉田 充典  
 変更後 代表取締役 早石 芳紀

\* \* \*

## 宮津市告示第79号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第2号）第1条の規定により自治功勞者として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

平成25年6月1日

宮津市長 井上正嗣

自治功勞者	功績
金海 京治	学校歯科医
北仲 篤	市議会議員、自治会長
谷口 喜弘	市議会議員、自治会長
平田 齊	市公平委員会委員、自治会長

\* \* \*

## 宮津市告示第80号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務を平成25年6月1日から平成26年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年6月1日

宮津市長 井上正嗣

## 収入事務受託者

住所 宮津市字浜町3000番地  
 氏名 公益財団法人宮津市民実践活動センター

\* \* \*

## 宮津市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

## 記

- 地縁による団体名 第2旭が丘自治会
- 変更があった事項及びその内容  
 代表者に関する事項  
 住所 <以下掲示済>  
 氏名 位田 清
- 変更年月日 平成25年4月21日
- 変更の理由 団体役員の変更による。  
 平成25年6月3日

宮津市長 井上正嗣

## 公 告

### 宮津市公告第13号

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年5月13日

宮津市長 井上正嗣

#### 国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

閲覧請求機関の名称又は閲覧者	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省 自衛隊京都地方協力本部	自衛官等の募集のため適齢者情報の収集を行なう。	平成24年12月4日	平成7年4月2日から平成8年4月1日までの間に生まれた男女175人

#### 個人又は法人の申出による閲覧

閲覧請求機関の名称及び代表者氏名 (閲覧委託者又は機関名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社地域計画建築研究所 代表取締役 森脇 宏 (京都府政策企画部計画推進課)	「平成24年度京都府民の意識調査」の調査対象者を抽出する。	平成24年12月26日	満20歳以上の男女計105人

\* \* \*

### 宮津市公告第14号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成25年5月17日から2週間、宮津市建設室(本館南棟2階)において縦覧に供します。

平成25年5月17日

宮津市長 井上正嗣

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成25年5月31日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
宮津市字江尻の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
宮津市字江尻の一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別  
分流式
- 5 略図  
別紙のとおり<省略>

\* \* \*

### 宮津市公告第15号

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成25年5月20日

宮津市長 井上正嗣

## 1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
宮村上	宮津市字宮村	26,800~52,600	2	3DK
東波路	宮津市字波路	21,800~43,400	2	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	13,700~28,600	3	3K

## 2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係(本館南棟3階)又は市民室市民窓口係受付(本館1階)に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

## 4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成25年6月5日(水)から平成25年6月19日(水)まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

## 5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

## 6 入居時期 平成25年9月1日(予定)

\* \* \*

## 宮津市公告第16号

水難救護法(明治32年法律第95号)第29条第1項の規定による漂流物の引渡しがありましたので、同法第25条第2項の規定により次のとおり公告します。

つきましては、該当者の方は平成25年11月20日までに宮津市産業振興室に申し出てください。

なお、上記期日までに申出のない場合は、同法第28条第1項の規定により所有者がないものと認め処分します。

平成25年5月21日

宮津市長 井上正嗣

## 1 拾得物件 手漕ぎゴムボート 1隻

長さ 260cm  
幅 130cm  
特徴 船体緑色、黄色のライン、中央部及び後部に椅子板  
空気入れ 1個  
錘 1個  
尺 1本  
オール 1双  
手袋 片方  
網袋 1袋

## 2 拾得日時 平成25年5月5日 午前6時54分

## 3 拾得場所 島陰湾沖合い

京都府宮津市所在の宮津黒崎灯台から真方位183度2,500m付近海上(北緯35度34分33秒 東経135度15分09秒)

\* \* \*

宮津市公告第17号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成25年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成25年5月24日

宮津市長 井上正嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日

平成25年5月24日

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館3階）

\* \* \*

宮津市公告第18号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成25年5月27日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

\* \* \*

宮津市公告第19号

宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）第20条の規定により、平成24年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成25年5月28日

宮津市長 井上正嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況							取下げ	
		開 示		不開示	存否応答拒否	却下	不存在	計		
		全部開示	部分開示							
市長	62	55	44	11	0	5	0	1	61	1
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	2	2	0	2	0	0	0	0	2	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	64	57	44	13	0	5	0	1	63	1

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったものうち、平成24年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

## 2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却下	棄却	一部認容	認容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

\* \* \*

## 宮津市公告第20号

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）第27条の規定により、平成24年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成25年5月28日

宮津市長 井上正嗣

## 1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						取下げ	
		開 示		不開示	却下	不存在	計		
		全部開示	部分開示						
市長	4	4	3	1	0	0	0	4	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	4	3	1	0	0	0	4	0

注 「請求件数」とは、宮津市個人情報保護条例第13条第1項の規定により開示請求のあったもののうち、平成24年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

## 2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却下	棄却	一部認容	認容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

## 教育委員会

### 〈告示〉

宮津市教育委員会告示第7号

平成25年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成25年5月13日

宮津市教育委員会

委員長 生駒正子

- 1 日時 平成25年5月21日(火)午前10時
- 2 場所 宮津市役所 第6会議室

## 選挙管理委員会

### 〈告示〉

宮津市選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月27日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

- 1 縦覧の期間 平成25年6月3日から6月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1  
(宮津市役所内)  
宮津市選挙管理委員会事務局

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第9号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成25年6月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

339人

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第10号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年6月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

5,640人



\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第11号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成25年6月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

2,820人

## 農業委員会

### 〈告 示〉

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成25年5月7日

宮津市農業委員会  
会長 小 嶋 保 徳

1 日 時 平成25年5月13日(月) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第9号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第10号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第11号 非農地証明について

議第12号 農用地利用集積計画について

\* \* \*

宮津市農業委員会告示第6号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成25年6月3日

宮津市農業委員会  
会長 小 嶋 保 徳

1 日 時 平成25年6月13日(木) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第13号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第14号 農用地利用集積計画(通常分)について

議第15号 農用地利用集積計画(農地保有合理化事業分)について